



Title	<法のクレオール> と主体的法形成の研究へのアプローチ(1) :まえがき
Author(s)	長谷川, 晃
Citation	北大法学論集, 58(3), 242[1308]-243[1309]
Issue Date	2007-09-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/29634
Type	bulletin (article)
Note	研究ノート
File Information	58(3)_242-243.pdf



[Instructions for use](#)

まえがき

長谷川 晃

今回から北大法学論集の研究ノートに掲載していただくことになった「法のクレオール」と主体的法形成の研究」というタイトルを含む一連の論稿は、二〇〇五（平成一七）年度から私が研究代表者となってスタートした科学研究費基盤研究（S）「法のクレオール」と主体的法形成の研究」プロジェクト（課題番号・一七二〇三〇〇一）の研究成果の一部であり、このプロジェクトの中間報告となるものである。この研究に言う「法のクレオール」（the Creole of Law）とは、異なる法体系・法文化の遭遇と各社会内での法の相互浸透、そしてさらなる法の変成と次なる新たな遭遇という連鎖的なプロセスにおいて、種々の法的素材が様々な法的アクターの主体的で創造的な活動によって接合されて法形成が進められてゆく現象を指すものである。そしてそこでは、このような現象の価値的次元、行為的

次元、そして思想Ⅱ制度的次元が区分され、それらの探究の間での相互フィードバックを通じて、法文化の変動や法制度の動態を貫く主体的法形成の多次元的な相互作用を立体的に考察することが目標となっている。それはまた、従前の法の転移の現象の理解、すなわち法の移植や継受などの研究を諸法の相互浸透の一環として捉え直し、社会の法の変成の契機として位置づけようとするものでもある。

今般の一連の論稿は、右記研究プロジェクトの各メンバーがそれぞれの専攻領域と問題関心において捉えた「法のクレオール」の有り様を素描してみるものである。それらから、私たちがこの研究で目標としている法形成の新たな視座の端緒が看取されうることを期待しているところであるが、このような試論的な論稿の掲載を許していただいた北大法学論集編集委員会に

は心から感謝申し上げます。

なお、前記プロジェクトのホームページが、<http://www.juris.hokudai.ac.jp/~hasegawa/index.htm>に開設されている。この参照をいただければ幸いである。

また、研究プロジェクトのメンバーのうち次の二名は、今回のシリーズとは別個に各自で論稿を発表、あるいは発表の予定である。——林田清明「私的空間という装置と法」（法と文学）による日本プライバシー前史」（北大法学論集、五七巻五号、二二四七―二二九三頁、二〇〇六年）、水野浩二「西洋中世封建法における『法的関係』形成と訴権」（北大法学論集、五八巻六号、二〇〇八年、刊行予定）。